

# 金沢市中小企業男性育児休業取得促進助成金に関する Q&A

## Q1 育児休業について

### 1-1 どの範囲の育児休業が対象となりますか。

A 当助成金の対象となるのは、**令和4年10月1日以降に開始し、令和10年3月31日まで**を最終日とする育児休業（産後パパ育休を含む）です。

### 1-2 第1種助成金の対象となる男性労働者の別の子（第二子など）についての育児休業は、第2種助成金の申請において育児休業取得率の算出や育児休業取得者に含めることができますか。

A 男性労働者の別の子（第二子など）についても、育児休業の取得等の要件を満たせば育児休業取得率の算出時の計上の対象となるほか、第1種助成金の申請にかかる男性労働者の他に、「1名以上」育児休業を取得した者に含めることが可能です。

## Q2 交付申請について

### 2-1 申請期限について、いつまで申請は可能ですか。

A 【第1種助成金】育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内  
【第2種助成金】育児休業終了日の翌日から1か月経過し、かつ第1種助成金申請年度（国の第1種助成金の対象となった男性労働者の取得した育児休業の末日の属する年度）の末日から3か月以内

- ・天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内です。
- ・ここでいう年度は、各事業主の事業年度をいいます。

### 2-2 申請書類はどのようなものが必要ですか。

A 交付申請書のほかに、以下の書類が必要です。

- 【共通】雇用保険被保険者番号がわかるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の控え等）、育児休業の取得期間がわかるもの（出勤簿・タイムカード等）
- 【第1種助成金】両立支援等助成金出生時両立支援コース（第1種）支給決定通知書の写し
- 【第2種助成金】育児休業取得率を明らかにする書類、子の出生日がわかるもの（出生届等）

### 2-3 市が行う啓発事業への協力とはどのようなことですか。

A 市主催のセミナー等で取組事例として紹介していただくことなどについてお願いいたします。

### 2-4 男性労働者個人に対する奨励金はありますか。

A 令和2年度より、市内中小企業等に勤務する男性労働者向けの制度として、「金沢市男性の育児休業取得促進奨励金」があり、令和4年10月から対象を拡充しました。市のウェブサイト「金沢市はたらくサイト」に拡充内容等を掲載しております。

## Q3 第2種助成金について

### 3-1 第2種助成金だけの申請をすることはできますか。

A 第2種助成金は、第1種助成金をすでに受給していることが要件であるため、第2種だけの申請はできません。

### 3-2 男性労働者の育児休業取得率はどのように算出し、比較しますか。

A 【育児休業取得率】1年度の間における、配偶者が出産した男性労働者数に対する、育児休業を取得した男性労働者数の割合をいいます。  
【比較例】令和5年4月1日～令和6年3月31日までの期間を育休終了日とする取得率と  
令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間を育休終了日とする取得率で比較します。

$$\frac{\text{育児休業を取得した男性労働者数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者数}} = \text{男性労働者の育児休業取得率 (少数第1位以下切り捨て)}$$

- ・男性労働者はいずれも雇用保険の被保険者に限ります。
- ・対象とする育児休業は、両年度とも**連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上**のものとしします。
- ・第1種対象年度の育児休業取得率の算定には、第1種助成金の申請に係る男性労働者の他に、上記の育児休業を取得した男性労働者が**1名以上**必要です。
- ・ここでいう年度は、各事業主の事業年度をいいます。